

寺田総務相規定期反する

故人名で政治資金報告 関与・責任は否定

寺田稔総務相は三十日、衆院政治倫理・公選法改正特別委員会で、関係する政治団体の会計責任者が死亡したにもかかわらず、必要な届け出を怠っていたのは、政治資金規正法違反に該当するとの認識を示しました。

寺田稔総務相は三十日、衆院政治倫理・公選法改正特別委員会で、関係する政治団体の会計責任者が死

た。自身の関与や責任は否定了。この問題に関する国会答弁の訂正については、「不正確だった。おわび申し上げる」と陳謝。立憲民主党的泉健太代表は「(政

治資金の) 所管閣僚として、当然辞めてもらひしか

に、身勝手な言い分だ。大臣の任に値しない」と批判しました。

同法では、死亡日から七日以内に、都道府県選舉管理委員会などに届け出るよう規定。寺田氏に關係する政治団体「寺田稔竹原後援

会」(広島県竹原市)の会

計責任者は二〇一九年十月に死亡したが、約三年間、故人の名前で政治資金収支報告書が提出されていたことが分かっている。

寺田氏は、二十六日の特別委員会で、政治資金規正法の罰則は適用されないので、適用されるとの認識を表明。翌二十七日の衆院総務委員会で「やや不確かなままに答弁した。反省している」と訂正した。

寺田氏は「罰則はないが、規定に反している」と答弁。一方「私自身が監督すべき団体ではない」と強調した。共産党的塩川鉄也氏は「自身の後援会などの計責任者を故人名で記載し

た報告書提出は遺失に当たるとして、罰則の対象になるのではないかと指摘。それそろ辞めたらどうか」と重ねて辞任を求めた。これに対し、寺田氏は罰則は適用されないと認識を改めて示した。